

福山市立大学における研究費の不正防止計画

2018年(平成30年)2月5日改訂

福山市立大学において、研究費の不正使用を防止し、適正かつ効率的な研究費の管理・監査を行うため、「福山市立大学研究費不正使用防止規程」第35条及び「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成19年2月15日文部科学大臣決定)に基づき、次のとおり不正防止計画を策定する。

※「福山市立大学研究費不正使用防止規程」は、以下「不正使用防止規程」と略す。

※「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」は、以下「ガイドライン」と略す。

第1節 機関内の責任体系の明確化

機関に実施を要請された事項	不正を発生させる想定要因等	不正防止計画
<p>① 機関全体を統括し、競争的資金等の運営・管理について最終責任を負う者(以下、「最高管理責任者」という。)を定め、その職名を公開する。最高管理責任者は、原則として、機関の長が当たるものとする。</p> <p>② 最高管理責任者を補佐し、競争的資金等の運営・管理について機関全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者(以下、「統括管理責任者」という。)を定め、その職名を公開する。</p> <p>③ 機関内の各部局等における競争的資金等の運営・管理について実質的な責任と権限を持つ者(以下、「コンプライアンス推進責任者」という。)を定め、その職名を公開する。</p>	<p>① 研究費の運営・管理に係る者の責任と権限が明確になっていない。</p> <p>② 研究費の運営・管理の責任者が、責任の範囲と権限について十分に認識していない。</p> <p>③ 研究費に関する事項は、大学全体の問題であり、内部統制を構築するためにも、管理体制を明確にし、学内外に公表する必要がある。</p>	<p>【実施済】</p> <p>① 「不正使用防止規程」を制定し、学長を最高管理責任者、副学長(企画研究担当)を統括管理責任者、各学部の長及び事務局長をコンプライアンス推進責任者、副学部長及び総務課長をコンプライアンス推進副責任者として、本学の責任者とその責務・権限を明確にしている。(平成27年9月～)</p> <p>② 同規程を、大学のホームページに公表し、学内外に周知している。(平成27年9月～)</p> <p>③ 研究費の管理体制を明確にするため、「福山市立大学における研究活動及び研究費の不正防止に関する責任体系図」を作成し、学内外に周知している。(平成27年9月～)</p>

第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

機関に実施を要請された事項	不正を発生させる想定要因	不正防止計画
<p>(1) ルールの明確化・統一化</p> <p>① 競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員にとって分かりやすいようにルールを明確に定め、ルールと運用の実態が乖離していないか、適切なチェック体制が保持できるか等の観点から常に見直しを行う。</p> <p>② 機関としてルールの統一を図る。ただし、研究分野の特性の違い等、合理的な理由がある場合には、機関全体として検討の上、複数の類型を設けることも可能とする。また、ルールの解釈についても部局等間で統一的運用を図る。</p> <p>③ ルールの全体像を体系化し、競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員に分かりやすい形で周知する。</p>	<p>(1) ルールの明確化・統一化</p> <p>① 研究者等に、研究費の仕組みや使用ルールが十分に周知されていない。</p>	<p>(1) ルールの明確化・統一化</p> <p>【実施済】</p> <p>① 科研費の使用ルール及び事務処理手続に関するマニュアルとして「福山市立大学科学研究費助成事業取扱要領」を作成した。(平成23年4月～) また、使用ルールについて随時見直しを行ない、同要領に反映させて研究者に周知している。(平成28年4月・10月改正)</p> <p>② 大学のポータルサイトに「福山市立大学科学研究費助成事業取扱要領」を公表し、学内に周知している。(平成25年10月～)</p> <p>③ 競争的資金に採択された研究者等に対して、使用ルール、事務マニュアル及び執行管理に関する説明会を開催している。(平成28年6月)</p>
<p>(2) 職務権限の明確化</p> <p>① 競争的資金等の事務処理に関する構成員の権限と責任について、機関内で合意を形成し、明確に定めて理解を共有する。</p> <p>② 業務の分担の実態と職務分掌規程の間に乖離が生じないよう適切な職務分掌を定める。</p> <p>③ 各段階の関係者の職務権限を明確化する。</p> <p>④ 職務権限に応じた明確な決裁手続を定める。</p>	<p>(2) 職務権限の明確化</p> <p>① 競争的資金等の事務処理や職務権限に関する研究者への周知が十分でない。</p>	<p>(2) 職務権限の明確化</p> <p>【実施済】</p> <p>① 競争的資金等の事務処理や職務権限についての役割を明確にし、説明会等を通じて研究者へ周知している。(平成28年6月)</p>

<p>(3)関係者の意識向上</p> <p>① 競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員に、自らのどのような行為が不正に当たるのかをしっかりと理解させるため、コンプライアンス教育(機関の不正対策に関する方針及びルール等)を実施する。</p> <p>② 実施に際しては、受講者の受講状況及び理解度について把握する。</p> <p>③ これらの内容を遵守する義務があることを理解させ、意識の浸透を図るために、競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員に対し、誓約書等の提出を求める。</p> <p>④ 競争的資金の運営・管理に関わる全ての構成員に対する行動規範を策定する。</p>	<p>(3)関係者の意識向上</p> <p>① 研究費の原資が、公的資金であり、不正な使用が国民の負託を裏切る行為であることの認識が不足している。</p> <p>② 研究費は個人で獲得したものであるが、大学による管理が必要であるという意識が希薄である。</p> <p>③ 競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員が、自らのどのような行為が不正に当たるのかについて、十分に理解できていない。</p>	<p>(3)関係者の意識向上</p> <p>【実施済】</p> <p>① 「不正使用防止規程」を制定し、不正使用等の防止に取り組んでいる。(平成27年9月～)</p> <p>② 「福山市立大学における研究者の行動規範」(以下「行動規範」という。)を制定し、研究者等へ通知を行うとともに、ホームページで公表している。(平成27年9月～)</p> <p>③ 「ガイドライン」の一部改正に伴い、競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員から、誓約書の提出を求め、遵守事項等の意識付けを行っている。(平成27年11月～)</p> <p>④ コンプライアンスや行動規範に係る説明会・研修会を開催し、研究者行動規範の一層の周知と意識の向上を図るとともに、研究費の不正事例等を示し、不正に対する理解を共有し、注意喚起を行っている。(平成27年11月～)</p> <p>⑤ 大学院生に対して、研究者倫理に関する知識を身に付けられるよう、研修の機会を設けている。(平成27年11月～)</p> <p>⑥ 学部学生に対しても、研究者倫理に関する基礎的素養を修得するため、ゼミにおいて指導を行うようシラバスへ組入れている。(平成28年4月～)</p>
<p>(4)告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化</p> <p>① 機関内外からの告発等(機関内外からの不正の疑いの指摘、本人からの申出など)を受け付ける窓口を設置する。</p> <p>② 不正に係る情報が、窓口の担当者等から迅速かつ確実に最高管理責任者に伝わる体制を構築する。</p> <p>③ 以下の(ア)から(オ)を含め、不正に係る調査の体制・手続き等を明確に示した規程等を定める。</p> <p>(ア) 告発等の取扱い</p> <p>(イ) 調査委員会の設置及び調査</p> <p>(ウ) 調査中における一時的執行停止</p>	<p>(4)告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化</p> <p>① 不正行為に対する懲戒、是正措置等が不明確である。</p> <p>② 不正に係る調査手続等を明確にした規程等を定め、公正かつ透明性の高い仕組みを構築する必要がある。</p> <p>③ 調査委員会を速やかに設置する必要がある。</p>	<p>(4)告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化</p> <p>【実施済】</p> <p>① 「不正使用防止規程」を新たに策定し、告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化等に取り組んでいる。(平成27年9月～)</p> <p>② 不正使用を行った場合は、「不正使用防止規程」第29条の規定に基づき、所属、名前、不正使用の内容等を公表している。(平成27年9月～)</p> <p>【実施予定】</p> <p>① 調査委員会設置時における具体的事項について検討する。</p>

<p>(エ) 認定 (オ) 配分機関への報告及び調査への協力等</p> <p>④ 不正に係る調査に関する規程等の運用については、公正であり、かつ透明性の高い仕組みを構築する。</p> <p>⑤ 懲戒の種類及びその適用に必要な手続き等を明確に示した規程等を定める。</p>		
---	--	--

第3節 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

機関に実施を要請された事項	不正を発生させる想定要因	不正防止計画
<p>(1)不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定</p> <p>① 不正を発生させる要因がどこにどのような形であるのか、機関全体の状況を体系的に整理し評価する。</p> <p>② 不正を発生させる要因に対応する具体的な不正防止計画を策定する。</p>	<p>(1)不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定</p> <p>① 不正を発生させる要因が十分に把握されていない。</p>	<p>(1)不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定</p> <p>【実施済】</p> <p>① 不正防止計画に基づき、必要な対策を講じ研究費の適正使用を確保している。</p> <p>② 「ガイドライン」に基づく、不正防止計画を策定し、大学のホームページで公表し、学内外に周知している。(平成28年4月～)</p> <p>【実施予定】</p> <p>① 内部監査等により、新たに不正発生要因が指摘された事項について、速やかに不正防止計画に対応策を盛り込む。</p>
<p>(2) 不正防止計画の実施</p> <p>① 研究機関全体の観点から不正防止計画の推進を担当する者又は部署(以下、「防止計画推進部署」という。)を置き、機関全体の具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認する。</p> <p>② 最高管理責任者が率先して対応することを機関内外に表明するとともに、自ら不正防止計画の進捗管理に努めるものとする。</p>	<p>(2)不正防止計画の実施</p> <p>① 不正防止計画を具体的に推進させるための具体的内容が示されていない。</p>	<p>(2)不正防止計画の実施</p> <p>【実施済】</p> <p>① 「不正使用防止規程」第36条に基づく不正防止計画推進室を事務局総務課に置いている。(平成23年4月～)</p> <p>② 最高管理責任者は、不正防止に率先して対応し、自らが不正防止計画の進捗管理を行っている。(平成25年10月～)</p> <p>③ 不正防止計画を推進させるための取組フロー図を策定している。(平成29年1月～)</p>

第4節 研究費の適正な運営・管理活動

機関に実施を要請された事項	不正を発生させる想定要因	不正防止計画
<p>① 予算の執行状況を検証し、実態と合ったものになっているか確認する。予算執行が当初計画に比較して著しく遅れている場合は、研究計画の遂行に問題がないか確認し、問題があれば改善策を講じる。</p> <p>② 発注段階で支出財源の特定を行い、予算執行の状況を遅滞なく把握できるようにする。</p> <p>(1)物品購入</p> <p>① 不正な取引は構成員と業者の関係が緊密な状況で発生しがちであることに鑑み、癒着を防止する対策を講じる。このため、不正な取引に関与した業者への取引停止等の処分方針を機関として定め、機関の不正対策に関する方針及びルール等を含め、周知徹底し、一定の取引実績(回数、金額等)や機関におけるリスク要因・実効性等を考慮した上で誓約書等の提出を求める。</p> <p>② 発注・検収業務については、原則として、事務部門が実施することとし、当事者以外</p>	<p>(1)予算(研究費)執行状況の把握</p> <p>① 予算(研究費)執行状況が適切に把握されていないため、年度末に執行が集中する等の事態が生じ、研究計画に沿った執行が円滑に進められない。</p> <p>② 現状の執行額の把握が不十分である。</p> <p>③ 競争的資金を複数獲得している研究者の執行状況をふまえる中で、翌年度への繰越手続制度が活用されていない。</p> <p>④ 予算(研究費)を年度内に使い切れず返還しても、その後の採択等に悪影響はないことが周知されていない。</p> <p>(1)物品購入</p> <p>① 納品・検収の手続きについて、当事者以外のチェックが働くシステムが必要である。</p> <p>② 取引業者が、研究者と必要以上に緊密な関係を持つことが癒着を生み、不正な取引に発展する。</p> <p>③ 研究者発注の範囲が明確でない。</p> <p>④ 研究者が発注ルール等について十分理解していない。</p> <p>⑤ 納品書・請求書類等が業者から教員へ提出され、教員が長期間保</p>	<p>(1)予算(研究費)執行状況の把握</p> <p>【実施済】</p> <p>① 研究計画に基づき、平素から執行状況の確認を行うとともに、必要に応じて改善を求めている。</p> <p>② 例年、年度後半に支出する傾向が見られることから、年2回(10月、2月)収支簿を配付する際、計画的な執行を促している。(平成23年4月～)</p> <p>③ 年度末における無理な執行が行われぬよう、説明会等において翌年度への繰越や残額の返還に関する情報提供・周知を行っている。(平成28年6月)</p> <p>④ オープンカウンター方式等により事務局で発注する場合は、支出財源の特定や執行の状況を把握したうえでやっている。また、研究者には、立替払い金の支払時等に執行状況や残高についての確認を求め、次回の発注に活かしている。(平成28年4月～)</p> <p>(1)物品購入</p> <p>【実施済】</p> <p>① 発注者となる研究者及び事務担当者以外の検収担当(総務課企画担当次長)が検収を行うこととし、現物と納品書等に記載されている内容を照合・確認している。(平成25年4月～)</p> <p>② 特定の業者との緊密な取引がないかを注視するため、必要に応じて取引状況の確認を行っている。なお、不正を行った業者については、「福山市建設工事等指名除外要綱」の規定に準じて取引停止等の措置を講ずることとしている。(平成23年4月～)</p> <p>③ 誓約書を徴取する業者の基準を明確にし、該当する場合は不正に関与しないこと等を盛り込んだ誓約書の提出を求めている。(平成28年1月～)</p> <p>④ マニュアル等を学内ポータルに公開するとともに、教員等の採用時にガイダンス等で説明している。</p>

<p>によるチェックが有効に機能するシステムを構築・運営し、運用する。</p> <p>③ ただし、研究の円滑かつ効率的な遂行等の観点から、研究者による発注を認める場合は、一定金額以下のものとするなど明確なルールを定めた上で運用する。その際、研究者本人に、「ガイドライン」第2節(2)の「実施上の留意事項」④に示す権限と責任についてあらかじめ理解してもらうことが必要である。</p> <p>④ 特殊な役務(データベース・プログラム・デジタルコンテンツ開発・作成、機器の保守・点検など)に関する検収について、実効性のある明確なルールを定めた上で運用する。</p> <p>⑤ 換金性の高い物品については、適切に管理する。</p>	<p>管してしまい支払時期を逸してしまう。</p>	<p>⑤ 換金性の高い物品については、備品登録台帳により管理しており、備品にはシールを貼付し競争的資金等で購入したことを明示している。(平成23年4月～)</p> <p>⑥ 研究者による発注可能な範囲(10万円未満)や立替払いのルールを明文化している。(平成28年10月～)</p> <p>⑦ 成果物等の確認が容易にできない特殊な役務等の検収については、コンプライアンス推進責任者(各学部の長)による立会を行うこととし、実効性のあるルールを定めている。(平成28年10月～)</p>
<p>(2)旅費</p> <p>① 研究者の出張計画の実行状況等を事務部門で把握・確認できる体制とする。</p>	<p>(2)旅費</p> <p>① 旅行申請書の提出が遅く、事後承諾となるケースがある。事前に旅行命令が発せられないため、出張の事前管理ができない。</p> <p>② 復命が簡潔な記載に止まっており、出張の事実確認や出張目的に適っていること等について、確認が不十分である。</p>	<p>(2)旅費</p> <p>【実施済】</p> <p>① 研究者が行う出張について、原則、1週間前までに旅行申請書を提出し決裁を受けるよう周知している。(平成23年4月～)</p> <p>② 出張の用務内容・日時・出張先等についての確認は、証拠類により事務局において行っている。出張が研究打合せ及び資料収集の場合は、用務先とのメールのやりとりや用務先から確認できる書類を徴取している。(平成25年4月～)</p> <p>③ 出張後、速やかに旅行報告書(復命書)を提出してもらうとともに、人物インタビューや個人情報を除き、旅行の事実を証明できる書類(メール・チラシ・実施要項・パンフレット等)も徴取している。(平成25年4月～)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究打合せ等 出張先の相手方の所属・名前、用務内容を記入する。 ・学会や研修会等への出席 当日配付資料の一部(日程、概要が分かる箇所の写し)を添

		<p>付する。</p> <p>④ 内部監査において、出張に関する確認調査を行う事項を組入れている。(平成28年10月～)</p> <p>⑤ 外国出張に係る旅行事実について、必要に応じて関係者及び旅行代理店等への問い合わせを行うなど、確認を強化する。(平成29年1月～)</p> <p>⑥ 旅行申請書・旅行報告書の様式を変更し、事実確認を強化している。(平成29年4月～)</p>
<p>(3)謝金等, その他</p> <p>① 非常勤雇用者の勤務状況確認等の雇用管理については, 原則として事務部門が実施する。</p>	<p>(3)謝金等, その他</p> <p>① 短期被雇用者への賃金支払申請は月ごとに速やかに行うルールとなっているが, 請求時期が遅れ, 支払が遅延することがある。</p> <p>② 短期被雇用者の勤務時間の管理について, その実態の確認が不十分である。</p> <p>③ 出勤表の管理を研究室が行っており事務局が勤務実態を把握できない。</p> <p>④ 出勤表を事後にまとめて作成しているものがあり, 適正かどうか判断できない。</p> <p>⑤ 出勤表の業務時間欄に従事者が自署していないことがある。</p>	<p>(3)謝金等, その他</p> <p>【実施済】</p> <p>① 短期雇用について, 出勤表の提出期限を原則として翌月5日までとし, 2か月以上まとめて申請することが無いよう, 研究者に周知している。(平成27年4月～)</p> <p>② 作業従事が終わり次第, 速やかに必要書類を提出するよう研究者へ周知している。(平成27年4月～)</p> <p>③ 短期被雇用者の採用時や更新時等において, 随時, 事務局が面談や勤務内容の確認を行っている。(平成27年4月～)</p> <p>④ 出勤表の勤務時間及び業務内容は従事者が従事した日に自署する。(平成28年4月～)</p> <p>⑤ 出勤表の確認は, 研究代表者の申請に基づき事務局が行う。なお, 勤務実態の把握と事実確認のため, 成果物等が発生する場合は, 研究上支障のない範囲で出勤表に添付する。(平成29年4月～)</p> <p>⑥ 科学研究費助成事業支払申請書(謝礼・賃金)の様式を変更し, 実態確認を強化する。(平成29年4月～)</p>

第5節 情報発信・共有化の推進

機関に実施を要請された事項	不正を発生させる想定要因	不正防止計画
<p>① 競争的資金等の使用に関するルール等について、機関内外からの相談を受け付ける窓口を設置する。</p> <p>② 競争的資金等の不正への取組に関する機関の方針等を外部に公表する。</p>	<p>① 不正に関する通報者及び告発を受けた者を保護する仕組みが十分に周知されていない。</p> <p>② 大学内外からの通報窓口を事務局に設置し、不正調査及び事実認定について迅速かつ適切に実施できる体制を構築する必要がある。</p>	<p>【実施済】</p> <p>① 相談窓口を大学のホームページで公表し、学内外へ周知している。(平成27年9月～)</p>

第6節 モニタリングの在り方

機関に実施を要請された事項	不正を発生させる想定要因	不正防止計画
<p>① 競争的資金等の適正な管理のため、機関全体の視点からモニタリング及び監査制度を整備し、実施する。</p> <p>② 内部監査部門は、毎年度定期的に、ルールに照らして会計書類の形式的要件等が具備されているかなど、財務情報に対するチェックを一定数実施する。また、競争的資金等の管理体制の不備の検証も行う。</p> <p>③ 内部監査部門は、上記②に加え、「ガイドライン」第3節(2)の防止計画推進部署との連携を強化し、同節(1)「実施上の留意事項」①に示すリスクを踏まえ、機関の実態に即して要因を分析した上で、不正が発生するリスクに対して、重点的にサンプルを抽出し、抜き打ちなどを含めたリスクアプローチ監査を実施する。</p> <p>④ 内部監査部門を最高管理責任者の直轄的な組織として位置付け、必要な権限を付与するための内部規程等を整備する。</p>	<p>① 不正防止計画に基づき、大学全体の視点からの実効性のあるモニタリング及び監査体制が十分に整備されていない。</p>	<p>【実施済】</p> <p>① 「福山市立大学科学研究費補助金内部監査実施要領」の規定に基づき、当該監査実施の前年度に研究代表者として科研費の交付を受けた研究課題の半数以上、CRESTについては交付を受けた課題について年1回、事務局学務課による内部監査を実施している。(平成25年10月～)</p> <p>② 文部科学省へ、「ガイドライン」に基づく体制整備等の実施状況報告書を提出している。(平成23年10月～)</p> <p>③ 内部監査の実施担当課(事務局学務課)と不正防止計画推進室(事務局総務課)との連携を強化し、本学の実態に即して不正発生要因を分析した上で、不正が発生するリスクに対して重点的にサンプルを抽出し、抜き打ちなどを含めたリスクアプローチ監査を実施している。(平成28年10月～)</p> <p>【実施予定】</p> <p>① 最高管理責任者は、研究費の管理・監査が「福山市立大学科学研究費補助金取扱要領」に基づいて適正に行われているかについて、監査報告の内容を踏まえ、必要に応じて研究者・事務職員へのヒアリング等による調査を行い、不正防止計画に反映していく。</p>